

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 25 日

各都道府県社会保障・税番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室

内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナポータルにおける「お知らせ機能」の活用分野について

マイナンバー制度の円滑な運用につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナポータルにおける「お知らせ機能」は、地方公共団体の行政サービスに係る情報について、自治体中間サーバーを利用してマイナポータルアカウントに送付するものです。

従前からお知らせしてきたとおり、この「お知らせ機能」による情報の送信については、児童手当に関する事務など子育てワンストップサービスに係る事務に限られるものではなく、国の法令又は地方公共団体の条例による個人番号利用事務について活用可能なものです。

よって、子育て分野に限らず、個人番号利用事務全般において、「お知らせ機能」の活用を積極的に検討していただきますようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては内容を御確認いただくとともに、域内市区町村の関係部局へこの旨周知いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

内閣官房番号制度推進室

内閣府大臣官房番号制度担当室 新井、金子、寺尾

Tel : 03-6441-3479

【参考】

- 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定抜粋）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣府】

- (13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 法 27）

(iii) マイナポータル（個人向け行政ポータルサイト）における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」（平成 28 年内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長）に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務（9 条 1 項及び 2 項）であれば利用可能であることを、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。